



インボイス制度導入に備え、現行制度でも  
顧問先ごとに取り扱いが微妙に異なる論点  
を整理したいと思います。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和 4 年 9 月 1 日

代表社員 石田 洋 祐

## ○クレジット利用の場合のインボイスの保存は？

皆様も会社の経費支払いにクレジットカードを利用する事は多いと思います。クレジットを利用した際に発行される書類は、購入したお店で

- (1) 領 収 証
- (2) クレジット利用明細やお客様控え  
が手渡されることと思います。

また、クレジットカード会社からは一定期間のカード利用をまとめた

- (3) クレジット請求明細書

が別途、送付されてきます。最近では WEB で明細書を発行することもできるようになっています。

さて、消費税法上は上記のような支払いに係る消費税を納税額から控除できる仕組み（仕入れ税額控除）がありますが、その要件として、その取引の領収証等の保存を義務付けています。

上記のうちどの書類を保存すれば適法な処理となるでしょう？

## ○こ た え

まず (3) は × です。

これはクレジット会社が発行したもので、購入店が作成したものではないからです。

そして (2) は △ になると思います。

書類の保存の要件を満たす書類には以下の項目が記載されていなければなりません、いくつか省略されている可能性があるため △ です。

(下記①～⑥までの全てが記載されていれば○になります。)

- ① (適格請求書発行※) 事業者の氏名又は名称 (及び登録番号※)
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (その取引が軽減税率対象ある場合には、取引内容及び軽減税率対象である旨)
- ④ (税抜価額又は※) 税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ (税率ごとに区分した消費税額等※)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(※) はインボイス制度適用後の記載項目

最後 (1) これが正解 ○ になります。

インボイス制度導入後は、相手方がインボイスの登録事業者で、登録番号が記載されている必要があるなど、要件が強化されます。

これまでは取引金額 3 万円未満の取引は請求書等の保存が省略できたため要件を満たしていなくても否認されないケースが多くありましたが、令和 5 年 10 月 1 日のインボイス制度導入により、この取り扱いは無くなるため原則的には要件を満たしたインボイスの保存が必要になります。

インボイス制度導入前に、御社のクレジット利用の場合の書類保存に関して再チェックしてみたいかがでしょうか。

以 上